

国官技第 336 号
平成 27 年 3 月 31 日

各地方整備局

企画部 総括技術検査官 殿
 工事品質調整官 殿

北海道開発局

事業振興部工事管理課 工事評価管理官 殿

大臣官房技術調査課

建設システム管理企画室長

(公 印 省 略)

**施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）の
改定について**

施工者と契約した第三者による品質証明の試行については、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について」（平成 25 年 2 月 28 日付け国地契第 73 号、国官技第 245 号、国北予第 46-2 号）を通知しているところであるが、別紙のとおり「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」を改定したので通知する。

なお、改定後のガイドライン（案）は、平成 27 年 4 月 1 日以降に適用する。